

# 65歳超雇用推進助成金

## 65歳超継続雇用促進コース

高年齢者の雇用の促進を図るため定年の引上げ等を行った事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

制度ご案内 平成29年5月1日

- (1) 65歳以上の年齢への定年の引上げ
- (2) 定年の定め廃止
- (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

高年齢者の安定した雇用の確保



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

# 1 制度のご案内

## 事前に確認いただきたいこと

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 労働協約又は就業規則(以下「就業規則等」という。)を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること。
- ③ ②の就業規則等が改正後の定年引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項(注1)の規定に違反していないこと。
- ④ 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(以下「対象被保険者」という。)が1人以上いること。

(注1)「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、定年の定め廃止、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めていることをいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

## 定年の引上げ等の実施

- ⑤ 就業規則等により、以下のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
  - 旧定年年齢(注2)を上回る65歳以上への定年の引上げ
  - 定年の定め廃止
  - 旧定年年齢及び継続雇用年齢(注3)を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑥ 就業規則により定年の引上げ等を実施する場合は専門家等(注4)に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタント(注5)に相談し経費を支出したこと。
- ⑦ 改正した就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。

(注2)法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。

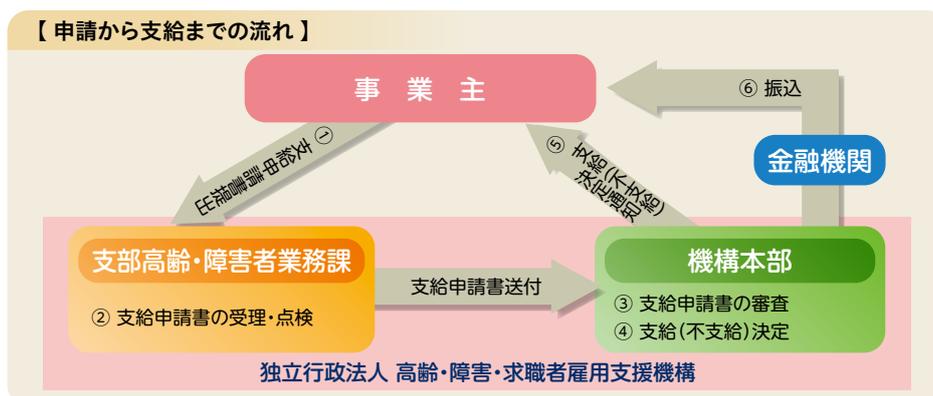
(注3)法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。

(注4)社会保険労務士、社会保険労務士法人、弁護士、昭和55年9月1日までに行政書士会に入会している行政書士に限る。

(注5)専門家等に加え、過去に当該業務の実績があり、業として実施していることが確認できる者に限る。

## 申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書に必要書類を添えて、**制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に**、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。



## 対象被保険者とは

- 支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)
- 「期間の定めのない労働契約を締結する労働者」、又は「期間の定めのない労働契約の定年後に継続雇用制度(希望者全員を対象としたものに限らない。)により引き続き雇用されている者」であること。  
ただし、改正前の就業規則等における定年前の労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者であり、かつ支給申請日の前日において定年前の労働者(定年の定めのある廃止が適用される者を含む。)又は定年後の継続雇用者であることが、提出された書類により確認できる者に限る。
- 職種別(事務職、専門職等)に就業規則等を定めている場合は、定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であること(1つの就業規則等で職種別に異なる制度を規定している場合も同様とする)。

## 2 支給額

「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて、以下の額を支給します。

1事業主あたり(企業単位)1回限りとします。

(単位:万円)

引上げる年数 対象被保険者数	65歳への 定年引上げ		66歳以上への 定年引上げ		定年の 廃止	66～69歳の継続 雇用への引上げ		70歳以上の継続 雇用への引上げ	
	5歳 未満	5歳	5歳 未満	5歳 以上		4歳 未満	4歳	5歳 未満	5歳 以上
1～2人	20	30	25	40	40	10	20	15	25
3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	120	35	145	145	20	75	25	95

※定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも支給額はいずれか高い額のみとする。

## 3 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- ⑧ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ⑨ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

## 4 他の助成金との併給の制限

- ① 過去に高年齢者雇用安定助成金のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には、助成金は支給しません。
- ② この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の国または地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

## 6 支給申請の手引きおよび申請様式について

支給要件および申請方法を詳しく説明した支給申請の手引きおよび申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。支給申請の手引きをご確認のうえ申請してください。  
(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください。)

### お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)